

平成28年度 第2回函館市交通安全対策会議議事録

開催日時	平成29年3月28日(火) 10時30分～11時00分								
開催場所	函館市役所8階第2会議室								
議題	(1) 第10次函館市交通安全計画の策定について (2) その他								
出席者	<p>(1) 対策会議委員 中林委員(函館市副市長 会長代行) 遠藤委員, 川村委員(函館气象台地震津波防災官 塩谷氏代理出席) 山谷委員(北海道労働局函館労働基準監督署副署長 菊池氏代理出席) 竹澤委員(北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課主査 本田氏代理出席) 石川委員(北海道警察函館方面本部交通課運転免許管理官 山下氏代理出席) 原口委員(北海道警察函館中央警察署交通第一課長 矢吹氏代理出席) 斉藤委員(北海道警察函館西警察署交通第課長 伊藤氏代理出席) 川越委員, 種田委員, 高橋委員, 岡崎委員, 藤田委員, 山田委員, 谷口委員, 齋藤委員, 内藤委員, 國安委員, 神林委員,</p> <p style="text-align: right;">(計19名)</p> <p>(2) 事務局出席者職氏名</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民部交通安全課長</td> <td>東海林 力</td> </tr> <tr> <td>市民部交通安全課主査</td> <td>唐神 勲</td> </tr> <tr> <td>市民部交通安全課主事</td> <td>疋田 高大</td> </tr> <tr> <td>市民部交通安全課交通安全推進員</td> <td>増山 洋子</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計 4名)</p>	市民部交通安全課長	東海林 力	市民部交通安全課主査	唐神 勲	市民部交通安全課主事	疋田 高大	市民部交通安全課交通安全推進員	増山 洋子
市民部交通安全課長	東海林 力								
市民部交通安全課主査	唐神 勲								
市民部交通安全課主事	疋田 高大								
市民部交通安全課交通安全推進員	増山 洋子								

会 議 内 容

1 開 会 【事務局／函館市市民部交通安全課：唐神主査】

2 挨拶 【中林副市長】

函館市副市長の中林でございます。

本日、皆様には、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本来であれば、会長の工藤市長から、ご挨拶を申し上げるところでございますが、他の公務のため、出席できませんので、会長に代わりまして私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日の函館市交通安全対策会議は、ご案内のとおり函館市における、陸上交通の安全対策の大綱であります。第10次函館市交通安全計画を決定していただくための、会議の開催でございますが、昨年8月8日に第1回の会議を開催し、その後、幹事会を2回開催し、委員ならびに幹事の皆様におかれましては、計画案のとりまとめにあたり、多大なるご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、心からお礼を申し上げます。

さて、本市におきましては、経済社会情勢の変化に伴い、価値観の多様化や少子・高齢化が進展しているなか、交通事故の発生件数も減少傾向が続いておりますが、高齢者が被害者となる事故が高い水準で推移しているなど、交通安全を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

交通事故のない社会は、一朝一夕には、実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、より一層の対策を図る必要があると考えております。

委員の皆様におかれましては、本日決定していただく交通安全計画の基本理念を踏まえつつ、今後とも更なる対策を、推進していただくようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶といたします。

3 委員紹介 【事務局／函館市市民部交通安全課：唐神主査】

4 議 題

(1) 第10次函館市交通安全計画の策定について

【中林副市長】

それでは、本日の議題であります。第10次函館市交通安全計画について、ご審議をいただくこととなりますが、はじめに本計画案の策定経過と概要について事務局に説明を求めます。

【事務局／函館市市民部交通安全課：東海林課長】

事務局の東海林でございます。

それでは、私からは、前段に計画の策定経過とパブリックコメントや市議会からの意見、提案等つきましてご説明を申し上げ、

続いて、本日ご決定をいただく第10次交通安全計画の最終案につきましてご説明を申し上げます。

はじめに「交通安全計画の策定経過について」で、ございますが、第1回の交通安全対策会議を8月8日に開催し、その後、8月29日、10月28日の2回の幹事会を経て、計画のたたき台に対する意見をいただき、素案を策定いたしました。

その後、平成28年12月1日から平成29年1月6日まで計画の素案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施し、その後2月9日には、函館市議会民生常任委員会の委員協議会が開催されました。

パブリックコメントの実施結果ならびに市の考え方につきましては、1月末に皆様に、その結果をお送りしているところでございますが、その後に開催された市議会の委員協議会におきまして提案のありました内容に対する市の考え方もとりまとめ、本日の資料を調整いたしました。

あらかじめ配布をいたしました横版の4ページものの資料「パブリックコメントおよび民生常任委員会委員協議会からの意見・提案等」をご覧くださいと存じます。

1ページ目はパブリックコメント、2ページ目以降は2月9日の市議会の民生常任委員会の委員協議会における意見でございます。

このうち1ページのパブリックコメント、および4ページに掲げる民生常任委員会の委員からの意見については、意見を踏まえた計画の修正等はありませんので説明を省略させていただきます。

意見を踏まえて計画の表記の修正等を行ったものは、2ページに掲げてございます。

2ページには、それぞれのご提案を踏まえた結果、計画の表記を変更する項目について記載し、これらの4項目についてそれぞれ修正を行いたいと考えております。

一つ目の意見は、物損事故の発生状況も踏まえて交通事故の傾向をとらえるべきとのご提案でございましたが、警察の交通事故統計では物損事故の統計が公表されていないこと、また物損事故扱いとはなり難い、死亡事故死者数や、重傷者数が減少傾向あることなどを踏まえ、警察の統計に沿って傾向を整理することとし、計画書には統計の出典先として「北海道警察函館方面本部の調べによると」との表現を追記いたします。

二つ目の意見は、高齢者の交通事故死亡者が発生した事故の状況がわかるような記載をすべきとの意見がありましたことから、死亡事故の内訳を追記することといたしました。

三つ目は駐車場内の事故についても交通安全計画において取り扱うべきではないかとの意見がございましたが、東北地区での損害保険団体の調査によると、物損事故の多くが駐車場で発生しているとのことですが、当地域内での実態が把握できていないことから、駐車場事故対策を具体的として明示することは難しいところでございますが、今後、

損害保険団体などと連携し、必要な啓発活動などにも取り組めるような表記の変更を行うことといたしました。

4点目の高齢者の冬季の自転車利用についての対策を明記すべきではないかとの意見に対しましては、自転車の雪道走行の危険性について周知を図る旨追記をいたしました。

次に、3ページは計画の記載内容の変更ではございませんが、交通安全対策基本法の規定に則して実施計画を策定すべきではないかとの意見がございました。

この実施計画は、計画書案の46ページに交通安全対策基本法の抜粋を掲げておりますが、法の第26条第4項におきまして、「市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画を作成するよう努めるものとする。」と定められているところでございます。

本市では、第7次計画までは実施計画書を作成しておりましたが事業実施個所を明らかにするために時間を要したため、計画がとりまとめられるのは、当該年度の後半以降となることから、第8次計画以降は、事業実績書のみを作成しているという状況にあります。

この度の委員協議会での議論を踏まえ、計画策定や事業推進の透明化をより一層図ることも必要でありますことから、新年度当初において予算措置が講じられている事業については、当該年度の早い時期に公表可能な内容を取りまとめ、広くお示しする必要があるものと考えております。

このようなことから、委員の皆様をはじめ関係機関の皆様には、今後は、事業実績とともに、当該年度の事業予定などについても事務局から照会を行う予定でございますので、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上のような最終調整を経て、第10次函館市交通安全計画、ならびに、概要版を調整いたしました。

8月の第1回の交通安全対策会議でも申し上げましたとおり、第10次計画は、第9次の計画の内容を受け継ぎ策定したものでございますが、第10次計画から新たに施策として掲げた4項目を計画の概要版に示してございます。

概要版の6ページ目の参考の囲みの部分をご確認いただきたいと思います。

ひとつは、交通安全教育施設である梁川交通公園の施設のあり方の検討を行うこととした点、また、飲酒運転の根絶とともに、危険ドラッグの危険性についての啓発を行うことや自動車運転中のドライバー、自転車利用者、道路横断中の歩行者に対して、スマートフォンなど携帯情報端末の利用に対する注意喚起に努めること、さらには高齢運転者対策として高齢運転者が運転免許を返納しやすい環境づくりに努めることなどを掲げているところでございます。

次に計画案の本書をご覧いただきながら、素案から記載内容を変更した点についてご確認をいただきたいと思います。

それぞれ加筆・修正をした箇所にはアンダーラインをつけております。

計画書の5ページ中ほどに道路交通事故の現状の説明欄の冒頭に統計データの出所として北海道警察函館方面本部の統計である旨を追記いたしました。

また、6ページの下の部分の「1 高齢者および子どもの安全確保」の項目で、過去5年間の60歳以上の交通事故死者12名の事故の発生状況について、その内訳を下線部のとおり加筆いたしました。

次に、駐車場の事故対策の提案に対して具体的な対策を明記できないことから、その代替方策として、23ページには、「(5) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」という項目に、民間団体のひとつに損害保険団体を追加するとともに、各団体等の活動に対して活動の働きかけだけではなく、必要に応じ、連携し取り組むことといたしました。

また、自転車の雪道走行の危険性については、28ページから記載されている冬季に係る道路交通の安全の項目のうち29ページの最後の項目「(2) 交通安全思想の普及徹底」において冬の雪道走行の危険性について様々な機会を通じて周知を図り交通事故の防止に努める旨記載をいたしました。

以上が、意見等を踏まえての加筆修正でございますが、

このほか、事務局におきまして最終調整を行うなかで、誤認をさけるため、表記の変更を行った箇所がございますので、ご説明いたします。

はじめに、16ページ下側の③の「法に基づく道路通行に禁止または制限」の項目ですが、この項目は、もともと「道路法に基づく道路通行の禁止または制限」という表題でにしておりましたが、本市には、臨港道路など他の法律の適用を受けるものもあることから、こうした事案にも対応できるよう表記を修正いたしました。

もう1点は、37ページの鉄道交通の安全の冒頭の「第1節鉄道事故のない社会を目指して」の導入部の函館市内の鉄道路線網と運行区間の表記の整理が不十分であったことから、表記の変更を行いました。

このほか、幹事会からの提案のあった自転車の安全利用につきましては、資料として記載する旨、回答しておりましたことから、その資料を44ページから45ページにわたり、自転車の安全利用の基本ルールである「自転車安全利用五則」と、平成27年6月に施行された「自転車の運転による交通の危険の防止をするための講習制度」について記載いたしました。

以上が、計画に対する意見、提案と、これを踏まえ調整いたしました、第10次函館市交通安全計画案でございます。

【中林副市長】

委員の皆さまから、事務局の説明に対し、ご意見等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈意見等なし〉

特に意見がないようですので、ご提案申し上げました（案）を「第10次函館市交通安全計画」として決定させていただいてよろしいでしょうか。

異議なしの声がございましたので、この計画に基づきまして、平成32年度までの5年間、本市の陸上交通の安全に関する諸施策を進めてまいりますので、今後とも、関係機関の皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【中林副市長】

次に、その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局／函館市市民部交通安全課：東海林課長】

ただ今、「第10次函館市交通安全計画」を決定していただき、誠にありがとうございます。

本計画につきましては、このあと、北海道知事に報告することといたします。

また、委員の皆様をはじめ市議会民生常任委員会ならびに関係団体等にお配りするとともに、市のホームページでも公表し、広く交通安全の積極的な推進を図って参りたいと考えております。

また、年度明け早々には、平成28年度の事業実績書の

取りまとめの照会をさせていただきますが、先ほど申しましたとおり、平成29年度の当初予算ベースでの事業実施予定につきましても取りまとめてまいりたいと存じますので、重ねてご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【中林副市長】

ただ今、事務局から今後の日程等についての報告がありましたが、皆さんから意見等、何かございませんでしょうか。

特にないようでございますので、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

6 閉会【事務局／函館市市民部交通安全課：唐神主査】